

二十六年三月廿六日 非職

減印手記

非職三年

廿九年三月迄

二十七年四月廿六日於

伊藤總理の年、貴族院議決を願望す。總理曰く貴族院議決二人の欠が合はる。然し見島維謙、山縣洋文が一人、津田真道切望あり。然し二人の對一の十数人の希望あり。去る方うは下し維新來の舊臣多し。乃故貴族院より外國派出者あり。欠欠あり。然るも推存すべし。あり。あり。

非職三年



早稲田大学図書館  
文書27  
F 62



欠員 四年未

二人

北山口尚芳

中井弘

前田献吉

山崎晴市

磐丸危隆一

ノ七人

小島惟謙

中島信行

千坂高隆

洞所次夫

岩崎山中

ノ五人

從五位勳六等宮島誠一郎

貴族院令第一條四項ニ依リ貴

族院議員ニ任ス

明治廿九年十一月三十日



内閣總理大臣三位大勲侯爵伊藤博文奉

別帝辭令及仰達也

明治廿九年一月廿日

伊東内閣書記官長

後五位宮島誠一郎殿

是ノ請書可被差出也



從五位勳六等 宮島誠一郎

貴族院令第一條四項ニ依リ貴族院

議員ニ任ス

明治二十九年一月三十一日

内閣總理大臣並五位勳任候爵伊藤博文奉



別紙辭令書仰迴レ成謹而領叔作  
進百請書一差出方有畏レ也

從五位宮身誠一郎

内閣書記官長 野村東正代治殿